

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月31日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21520684

研究課題名（和文） 近代日本の軍事救護に関する研究

研究課題名（英文） A Study about the Livelihood Assistance to Draftee's Family in the Modern Japan

研究代表者

山本 和重 (YAMAMOTO KAZUSHIGE)

東海大学・文学部・教授

研究者番号：10200792

研究成果の概要（和文）：本研究では、戦時応召者とその家族への処遇について、アジア太平洋戦争期を対象に検討を行った。日中戦争期にその特権性が問題となっていた応召官公吏等に対する職場からの給与補給は、当該期には人事及び経理での位置づけが明確になるなど、特権性がより強化されたことが明らかになった。また一般応召者に対する軍事扶助法による扶助については、地域の「軍事扶助台帳」の分析から、アジア太平洋戦争末期に扶助対象が制度上の「家」から現実の家族生活に劇的に移行している事実が明らかになった。

研究成果の概要（英文）：In this study, I examined the treatment to the draftee's families. That target is the Asia-Pacific War period. The preferential treatment to the public official of the person summoned for war had become a social problem at the period in Sino-Japanese War, that in addition to the salary provided from an army, a part of salary was provided also from the place of work which was being committed before. According to the regulations for governmental organization at the Asia-Pacific War period, they were profiting about a personnel division and an account section, and the privilege has been enhanced. And by analyzing a military assistance ledger, the following facts became clear about the aid to the person summoned for war, which made Military Assistance Law the basis. In the late of the Asia-Pacific War, the object of assistance changed from the *Iye* (House) system in the Meiji Civil Code to an actual family.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	400,000	120,000	520,000
2011年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：日本近代史、軍事救護・軍事扶助、徴兵制、兵事書類

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 近代日本では、国民が兵役という公的義務を履行することによって発生する、兵役義

務履行者の失職やその家族の生活困窮への対応策を、軍事救護（軍事援護・軍事扶助）と呼称した。

この近代日本の軍事救護については、下士兵卒家族救助令(1904)・軍事救護法(1917)・軍事扶助法(1937)といった法令と、帝国軍人後援会・尚武会・銃後奉公会などの軍事援護団体の活動を対象として、社会福祉・社会事業・社会保障史の分野から研究が行われてきた。そこでは一般の生活救護に先んじて公的扶助義務(国家責任)が導入された分野として軍事救護が位置づけられてきた。

日本近代史研究の分野では、兵士の待遇問題や応召者家族の生活問題は、1980年代までは反戦運動との関連で論究されてきたのに対して、1990年代以後、国民国家論的視点から徴兵制度の補完システムとして軍事救護への着目がなされているが、研究対象を法的救護と軍事援護団体による救護とする点、軍事救護を一般の生活救護に比して特権的とする点で、社会事業史の分野における軍事救護研究の方法や、評価を概ね踏襲している。

また時期的には、日清・日露戦争期、満州事変期、日中戦争期については、比較的研究が進んでいるものの、アジア太平洋戦争期については、資料的な制約などから、全般的に不明な点が多いというのが、本研究開始時の研究状況である。

(2) 上記の研究動向に対する本研究の特徴は、以下の2点である。

① 近代日本の軍事救護においては、上記の軍事救護法・軍事扶助法による救護や、銃後奉公会等による援護とは別に、応召官吏や応召社員・労働者に対する官公庁や民間企業からの給与補給という形態での軍事救護が存在した。本研究代表者は、これを「<雇用関係>による軍事救護」と命名しているが、本研究では「<雇用関係>による軍事救護」を含めた、近代日本の軍事救護の全体像の解明を目的としている。

② アジア太平洋戦争期の軍事救護について、町村の兵事関係書類から実態解明を行おうとするものである。アジア太平洋戦争期については、法的な救護や民間の軍事援護についても、資料的な制約から実態解明が遅れている分野である。全国的な状況の把握が資料的に困難な状況にあっては、町村レベルの事例分析を蓄積していくことが必要である。本研究代表者は、敗戦時に焼却を免れた兵事書類の残存状況についての把握を行ってきた経緯があり、本研究では、その知見をいかし

て、残存する兵事関係書類のなかから、軍事救護関係の簿冊や書類を抽出し、アジア太平洋戦争期の軍事救護の実態解明を行うこととした。

## 2. 研究の目的

近代日本の軍事救護のなかで、資料的な制約などから、不明な部分の多いアジア太平洋戦争期を主な対象として、軍事救護の全体像の解明につとめることにある。そのため、当該期について、①戦時応召者への元の職場からの給与補給の実態の解明と、②軍事扶助法及び軍事援護団体による救護実態の解明を課題とした。

## 3. 研究の方法

(1)戦時応召者への給与補給(<雇用関係>による軍事救護)のうち、①応召官吏等の待遇については、東京府人事課「例規綴」(東京都公文書館所蔵)、京都府「人事綴」(京都府立総合資料館所蔵)、新潟県人事課「例規通牒書類」(新潟県公文書館所蔵)など、人事に関する通牒等から解明を試みた。

②民間企業における応召者の待遇については、応召者の待遇に関する企業団体の報告書や、応召者待遇内規集などを蒐集し、日中戦争期との比較分析を行うことを課題とした。

(2) 軍事扶助法及び軍事援護団体による救護の実態の解明のうち、①軍事扶助法による救護に関しては、新潟県中頸城郡和田村役場の「兵事ニ関スル綴」各年版、「軍事扶助台帳」(新潟県上越市公文書館、2011年より上越市公文書センター所蔵)や静岡県磐田郡敷地村役場「軍事扶助台帳」(磐田市教育委員会所蔵)などの分析によることとした。

②軍事援護団体による救護の実態解明については、地域における法外援護を一元的に行う組織として、1939年に全国的に設置された銃後奉公会の分析が課題となる。本研究では、新潟県和田村銃後奉公会を分析対象とし、和田村役場「兵事ニ関スル綴」の各年版に編綴の和田村銃後奉公会関係書類(会計報告など)の抽出と分析を試みた。

③地域における軍事救護の実態解明においては、①・②に示したように、町村の兵事書類の活用が重要な位置を占めるが、本研究計画の採用後にも、長野県を中心に町村兵事書類の発見が相ついだ。その一つである、長野県片桐村・南向村の兵事関係資料(中川村歴史民俗資料館)について、その残存状況を把握し、今後の研究の進展のための基盤の整備を行った。

## 4. 研究成果

本研究の成果は、主に以下の5点にまとめ

られる。

#### (1) 官公庁における応召官公吏等への待遇の実態

官公庁の応召官公吏については、応召期間中に軍隊から支給される給与が在職官庁から支給されていた俸給よりも少ない場合、不足額を補給することが定められていた（文官の場合は1891年の勅令第162号が起源）。日中戦争が長期化することが明らかになると、同じく兵役義務を履行しながら、在職官庁等から給与が補給される官公吏等と、そうした処遇のない自営業者等との不均衡が指摘された。内務大臣などの当局者も、兵役負担の平等性という観点から問題として認識しつつ、軍隊から支給される給与の増額といった抜本的な解決はなされず、差額補給を維持しつつも、一般応召者に対する軍事扶助法による救護の拡大という形態で進行したことは、本研究代表者が指摘してきたところであるが、本研究により、アジア太平洋戦争期については、1943年前半に、応召官公吏等に対する処遇の画期があるとの知見を得た。

1943年3月19日の勅令第139号「大東亜戦争ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタル文官等ノ補欠及ビ復帰ニ関スル件」は、人事上、応召官吏等については定員外として扱い人員を補充できること、また応召者の復帰の際に定員が充足していた場合に復帰後1年以内は定員外として処遇できることを定めている。同30日には、東京府も吏員について同様の取り扱いをなすことを指示している。さらに同年5月の内務大臣官房会計課長「応召職員給及優遇職員給等ニ関スル件通牒」では、応召により定員外とした文官等にたいする俸給（所属官庁よりの差額補給額）については、＜諸支度金の款項、応召職員給補填金の目＞（翌年4月の文書では＜臨時部補充費の款、諸支出金の項、応召職員給与金の目＞）より支出することが定められた。官吏に準じた扱い（給与の二分の一支給）をした「雇傭人等」についても、同様の項目で支出することが指示されている。官吏の特権性などが問題視されながら、経理上でも「応召職員給補填金」という項目が設置された。以上は、応召者への差額補給が、人事制度や経理においても確固とした位置を確立したことを示している。

こうした制度上の整備は、現役徴集者の扱いにおいても確認することができた。応召者については現職扱いとし、在職官庁よりの差額補給があったのに対して、現役徴集者は休職扱いとされ、軍隊から支給される俸給が休職俸給より少ない場合に差額が支給されていた。その差額支給について、さきの1943年5月の通牒では既配賦予算の範囲で行うよう指示され、さらに1944年4月の文書では、その費目は＜経常部補充費の款、諸支出

金の項、現役及優遇職員給補填金の目＞とされている。また、1943年10月6日の内務大臣官房人事課長の文書では、現役徴集者で、現役満期後に引き続き召集されたものについては、休職から現職に戻し、先の1943年の勅令第139号により、定員外とするよう指示がなされていた。

以上の人事上の配慮は、一般の応召者に比すれば、特権的な扱いということになるが、こうした処遇は敗戦後にも、復員官公吏の扱いとして継承された。1945年8月25日の次官会議決定「陸海軍官衙所属文官同待遇者其ノ他軍属等ノ取扱ニ関スル件」では、応召文官等について、召集解除後は「当然従前ノ所属官庁ニ復帰」させ、「不利益ナル取扱ヲナサザル様考慮スルコト」が指示されている。

（現役入営で休職扱いのものについても、応召者に準じて取り扱うことが指示されている。）定員を充足していた場合の復帰においては、その給与はさきの「応召職員給補填金」で支出されたものと推測される。

#### (2) 民間企業における応召者の待遇

民間企業においても、1900年の北清事変の頃から、応召した正社員への給与補給の制度が導入され、第一次世界大戦期や1920年代に企業によっては、労働者層にも補給が行われるようになり、また満州事変期に行政指導により拡大し、日中戦争期には全面的に展開していたこと、同時に、企業間の待遇の格差が問題として指摘されていたことは、本研究代表者がすでに明らかにしてきたところである。

本研究では、アジア太平洋戦争期における実態の解明を企図したが、応召者の待遇に関する報告書等が数多く発刊された日中戦争期とは異なり、関連する報告書などが刊行されておらず、資料の蒐集は困難であった。日本経済連盟による「応召入営及び被徴用者待遇調査報告（昭和16年11月13日現在）」がアジア太平洋戦争期に近いもので、そこには、企業間の待遇の格差など、日中戦争の長期化が明らかになって時点で指摘されていた問題点が、同様に指摘されている。また「これらの不均衡を除去、軍事扶助の強化均斉を計る為にはドイツにおいて既に実施され居る如く、国家の強力なる軍事扶助（補償額の直接支給）を熱望す。」と、同盟国であるドイツの事例を引いて、国家補償を求める意見も出されている。

民間企業による応召待遇の規程については、わずかに『三菱社誌』から関連資料を抽出するにとどまったが、それによると、現役入営者についても応召者と同様の待遇拡充がなされたこと、さらに応徴者や、勤労奉仕者にも給与補給の適用が拡大したことが確認できた。また敗戦後の1945年10月16日

に厚生次官・軍事保護院名の「応召又ハ入営中ノ勤労者ニ対スル給与支給ニ関スル件」においても、「本人ノ帰還迄従来ノ給与（応召手当、入営手当等）ノ支給ヲ続行スルコト」を指導しており、前述の官公吏等への官公庁からの給与補給と同様に、民間企業においても、アジア太平洋戦争期に応召者に対する給与支給が継続・拡大していたことが推定できる。ただし、戦死した場合の処遇（民間企業による救済から、軍事救護や賜金など国家的救護への移行など）について、具体的に確認することはできなかつた。民間企業の戦死者への処遇については、今後の課題として残った。

### (3) 軍事扶助法による救護の実態

新潟県和田村の「軍事扶助台帳」には、日中戦争以後の軍事扶助法による扶助についての165件の記録があり、申請年別では、1937年33件、38年19件、39年8件、40年9件、41年31件、42年12件、43年5件、44年15件、45年32件、46年1件であった。1941年の33件中、9～10月が24件で、これは上海戦線への特設師団の動員に伴うものであった。1941年は32件中16件が7月の応召で、これは独ソ戦開始に伴う対ソ戦準備のための大量動員（＝関東軍特種演習）によるものであった。また1945年の32件中は和田村以外を本籍地とするものが11件含まれ、多くが東京、横浜を本籍地とするものであり、空襲被害との関連が推測される。なお1945年8月の敗戦後にも、あらたに7件について扶助がなされている。

1941年と1945年の比較分析により、次の事実が明らかになった。1941年に出願し扶助を受けた31件は、出願者は父15件、母10件、妻4件（13%）、その他2件であり、被扶助者は平均4.8人、1件当たりの扶助額の平均は1日に付き59銭6厘（月18円）であった。他方、1945年の32件では、出願者は父3件、母5件、妻23件（72%）、その他1件であり、被扶助者は平均3.0人、1件当たりの扶助額の平均は、1日に付き1円61銭4厘（月48円4銭）であった。1945年には妻を出願者とするものが7割強となり、1件当たりの扶助金額も3倍になっている。

被扶助者が同じ5名であっても、1941年の場合、その構成は、例えば「父、母、姉、妹、妹」であり、扶助金額は1日金52銭であるのに対して、1945年の場合は、その構成は例えば、「妻、次男、長女、三男、四男」であり、扶助金額は1日金52銭金1円50銭である。これをふまえて、被扶助者が妻子のみの事例を抽出すると、1941年が3件（9.6%）にすぎないのに対して、1945年は20件（62.5%）にのぼっている。

以上の事実から、アジア太平洋戦争の末期においては、軍事扶助の対象がそれまでの

「家」から、実態としての家族（妻子）へ劇的に移行したと判断される。

この点は、戦時下における「家」制度の変容という論点と関連する。扶助料・賜金の受給順位について、明治民法の扶養権利者の受給順位と異なり、配偶者たる妻が第一とされたことなどから、「現実の家族生活の保護の道を選んでいる」とする見解（利谷信義）がある一方、「それはあくまで彼女が「単なる戦没者の妻」ではなく「戦没者の家にある妻」である場合に限ってのことであった」と、「家」制度維持の側面を強調する見解（一ノ瀬俊也）もある。和田村の事例は、保護の対象が制度上の「家」から現実の家族に移行したとする説を支持するものといえよう。

なお軍事扶助に関連して注目すべきことは、応召・入営した各部隊から村役場に対して、応召者などの家族に対する軍事扶助申請の手續を求める文書が多数届いている点である。例えば、「昭和十八年度 兵事ニ関スル綴」では、「軍事扶助ニ関スル照会」（東部第六十八部隊）、「軍事扶助申請方の件依頼」（満州第三三〇三部隊）、「軍事扶助要否ニ関スル照会」（満州第三一〇二部隊）、「在隊兵ノ家庭状況調査相成度ノ件照会」（北支派遣秋第四二八九部隊）、「要軍事扶助者ニ対スル証明書送付ノ件通牒」（東部第三十部隊）、「兵ノ身上ニ関スル件照会」（北支派遣軍島第二九六六部隊）、「軍事救護ニ関スル件照会」（北支派遣軍造第三五八五部隊）など14件の文書が確認できる。それらの文書には、「当隊左記者家計困難ニシテ、本人入営ニ依ル影響大ナルモノト思考セラルルニ付キ、状況御調ノ上、軍事救護法ノ恩典ニ浴セシメ、本人ヲシテ後顧ノ憂ヲ除キ度ニ付キ、至急御調査ノ上、御回答相煩度照会ス」、あるいは、「応召セル左記者要軍事扶助者ト認メララルルニ付キ、何分ノ御配慮相煩シ度、此ノ段照会候也」などの文言が記載されている。応召者家族の生活状況に対する陸軍の関心の深さが確認できた。

### (4) 銃後奉公会による救護の実態

軍事救護において、日露戦争期では地域的な援護が中心で法的な救護が補助的なものでしかなかったのに対して、日中戦争期には国庫からの救護が中心となり、町村の軍事援護団体による援護は補助的なものになっていた。

アジア太平洋戦争期における新潟県和田村の銃後奉公会の決算報告によると、和田村銃後奉公会の事業費に対する一般援護費（生活援護費）は、1941年度が1,593円に対して145円、1942年度が1,362円に対して0円、1943年度が1941円に対して0円、1944年度が2,518円に対して0円であった。1942年度以後は、応召者家族生活救護に関する支出は

ない。1941年度の145円も、費目としては「生活一時援護」で、「生活継続援護」の項目では支出がない。銃後奉公会は、応召者家族の生活救護の面では全く機能していないことがわかる。ちなみに各年度の最大の支出項目は、1941年度が公葬402円、1942年度が公葬353円、1943年度が公葬579円、1944年度が餞別金贈呈602円（公葬は586円）となっている。これ以外に支出の目立つ項目は、戦傷病死者弔意、犒軍である。

アジア太平洋戦争期の銃後奉公会の役割は、出征兵士の歓送、慰労、戦死者への弔意、公葬であって、応召者家族の救護についてはほぼ全面的に公的な救護に委ねていたといえる。

#### (5) 町村兵事資料の形成及び残存について

軍事救護に関して、全国的な資料の少ないアジア太平洋戦争期については、町村の兵事書類から実態の解明をはかることが必要であり、本研究は町村兵事書類に関する知見を基礎としているが、本研究計画の採択後も長野県を中心に、兵事資料の（再）発見が相ついで。本研究の基礎作業として、新たに発見された兵事書類について、その残存状況の把握と、敗戦時に焼却を免れた事情の検討を行った。

その結果、長野県の場合、焼却命令が兵事行政の基本ルートとは異なり、一般行政のルートで伝達されたこと、それにともない焼却の対象も「各種機密書類、物動関係書類」などであり兵事書類に限定されていなかったこと、そのため他の地域で焼却対象とされていた動員関係書類も残存していることがわかった。

また、片桐村役場（現中川村）の兵事書類には、市制・町村制以前の郡区町村制期の兵事関係書類が含まれており、それらの書類の分析から、日清戦争前後に兵事書類が形成されたとする従来の指摘に対して、兵事行政の中央集権化（県庁への兵事課の設置、郡や町村における兵事掛の設置）がすすむ1880年代に、町村において兵事資料が形成されたという知見を得た。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

- ① 山本和重、村兵事書類小論—上伊那郡片桐村役場文書から—、伊那路、第54巻第8号、2010年8月、査読無。

〔その他〕

「徴兵の記録大量発見」、朝日新聞 長野・中南信（朝刊・夕刊）  
2009年7月3日（金）掲載

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

山本 和重 (YAMAMOTO KAZUSHIGE)

東海大学・文学部・教授

研究者番号：10200792